

雇児発 0331 第 8 号
社援発 0331 第 2 号
平成 24 年 3 月 31 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

児童福祉法施行規則第 1 条の 23 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める
給付金の一部を改正する件等の公布について

児童福祉法施行規則第 1 条の 23 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 297 号）、児童福祉施設最低基準第 12 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 298 号）、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第 16 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 299 号）、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第 14 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 300 号）、里親が行う養育に関する最低基準第 9 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 301 号）、障害者自立支援法に基づく指定障害者施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 38 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 302 号）、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第 33 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 303 号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 31 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成 24 年厚生労働省告示第 305 号）（以下「関係告示」という。）並びに児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 31 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を廃止する件（平成 24 年厚生労働省告示第 304 号）が本日付で公布され、平成 24 年 4 月 1 日から適用されるこ

ととなったところである。

関係告示等の内容等については、下記のとおりであるので、ご了知の上、適切な運用をお願いする。

記

第1 改正等の内容

- 1 関係告示により、厚生労働大臣が定める給付金として、児童手当が規定されたこと。
- 2 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は廃止され、新たに、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金が定められたこと。

第2 厚生労働大臣が定める給付金の取扱い

「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（平成23年9月30日雇児発0930第7号・社援発0930第4号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長連名通知）に定める事項については、関係告示による厚生労働大臣が定める給付金に関しても引き続き適用されるものであること。